

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和8年5月25日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名 新型漁船の試設計業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 令和9年3月 5日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

②

宅配便着払いによる交付
任意様式に「新型漁船の試設計業務入札説明書宅配便

着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「新型漁船の試設計業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年6月12日までに上記4. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和8年6月22日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年6月29日 11時00分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名

新型漁船の試設計業務

2. 業務目的

海洋環境の変動による資源分布の変化、燃油価格の高騰等により、漁業を取り巻く環境は大きく変化している。水産物の安定供給を図るためには、このような変化に柔軟に対応可能な操業形態や漁船の在り方を検討していくことが重要である。特に、単一魚種への依存は、漁期が限定されて漁船稼働率が低下し、資源状況によって経営リスクが高まる要因となる。現在のさんま棒受網漁船はその代表例であり、漁期は8月～12月と比較的短く、令和7年においても資源は依然として低位である。また、同漁船の水揚げはほぼ生鮮品であり、漁場の遠方化により燃油経費が増大している。以上から、さんま棒受網漁船の新たな方向性として、複数の漁業種類に対応可能で、長期航海に耐え得るための冷凍設備の強化が考えられる。

新たな漁船の具体的なコンセプトとして、さんま棒受網漁業と共通の装備が必要となるあかいか釣漁業の兼業を前提としつつ、公海域においてサンマの船凍製品を生産して長期航海が可能とすることが想定される。このコンセプトの漁船にて、操業の柔軟性向上と経営安定化の両立が期待される。本業務は、このようなコンセプトの新たな漁船創出に向けた一環として、生産性、安全性、居住性および経済性を考慮した上で、さんま棒受網漁業およびあかいか釣漁業の双方に対応可能な漁船の試設計を行う。

3. 納品場所

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

4. 業務期限

令和9年3月5日

5. 業務概要

本請負業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下「開発調査センター」という。）と請負者が随時で協議を行いつつ業務を進めることとする。請負者は開発調査センターとの協議結果および指示に基づき、さんま棒受網漁業およびあかいか釣漁業の双方に対応可能な複数タイプの漁船の試設計を行う。ここでの試設計とは、以下の各項目に対応することをいい、配管艀装等を含む詳細設計は本請負業務の対象外とする。

(1) 建造要目の決定

- (2) 一般配置図の作成
- (3) 漁労設備配置図の作成
- (4) 建造費用の見積もり（当該費用の算出精度の方針については開発調査センターとの協議の上で決定する）
- (5) 問題点の抽出と今後の課題の整理

6. 業務内容の詳細

(1) 試設計の対象となる漁船タイプ

以下の4つのタイプのさんま棒受網漁船（以下「さんま船」という。）を試設計すること。全ての試設計において、さんま棒受網漁業およびあかいか釣漁業を可能とすること。

- ① 現行の199トン型の大型さんま船を改造する場合（199トン改造型）
- ② 総トン数199トンの範囲内で大型さんま船を新造する場合（199トン新造型）
- ③ ②の設計仕様を踏襲しつつ、総トン数を現行よりも増加させて大型さんま船を新造する場合（増トン新造型）
- ④ 大型冷凍加工漁船（総トン数500トン以内）を新造する場合（大型冷凍加工新造型）

(2) 業務の進め方

各漁船タイプの試設計を行うにあたって、請負者は開発調査センターと随時で協議しつつ、以下の方針に基づいて対応すること。

- 1) 請負者は、契約締結後、速やかに開発調査センター協議し、予め開発調査センターが定めた各漁船タイプの設計条件および設計思想の必須事項の内容に関する議論を経た上で、各漁船タイプの試設計の基本方針を定めること。また、別紙に示す業務フローイメージに合わせた業務計画を開発調査センターと協議して定めること。
- 2) 請負者は、各漁船タイプの試設計を前項で定めた業務フローに従って段階的に進めることとし、開発調査センターとの協議を適宜で実施しつつ、業務フローにて定めた期限までに試設計を完了させること。また、完了次第、開発調査センターへ成果物を提出すること。
- 3) 漁船タイプ①、②および③について、試設計後に問題点を抽出し、開発調査センターとの協議において問題点への対応策を模索した上で、試設計の修正や他のタイプの試設計時の反映させること。
- 4) 漁船タイプ④について、業務フローにて定めたスケジュールで進捗報告すること。
- 5) さんま棒受網漁業およびいか釣漁業の関係漁業団体の関係者を交えた検討会を適宜で開催し、本請負業務での試設計に対する関係漁業者等の意見を適宜で聴取すること。
- 6) 令和9年3月1日までに取りまとめ協議会を実施すること。取りまとめ協議会では、全ての漁船タイプの試設計の結果について開発調査センターに情報共有すること。

7. 成果物

以下の成果物を電子ファイルにより各 1 式を開発調査センターに提出すること。

- (1) 建造要目表（ただし、少なくとも以下の項目を含むこと。）
主要寸法：長さ（全長・登録・垂線間）、幅・計画喫水（型）、深さ（上・第二甲板）
総トン数、主機関出力、発電機出力、速力、定員、最大航海日数、油槽容積
魚倉容積、凍結性能、漁労設備一覧
- (2) 一般配置図
- (3) 漁労設備配置図
- (4) 建造費用の内訳見積もり表 ※内訳の細部については協議の上決定とする
- (5) 問題点の抽出結果と今後の課題に係る報告書

8. その他

- (1) 業務完了後は成果物について担当職員の検査を受け、仕様書に示した項目が過不足なく記載されていることをもって合格とすること。
- (2) 本委託業務で得られた全ての情報や知見等および成果物等として提出された各種書面や資料および報告書は開発調査センターに帰属する。
- (3) 請負業者は、本請負業務により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 開発調査センターとの全ての協議は、請負者が日程調整を図った上で、オンライン形式（Microsoft 社の Teams にて行うこととし、請負者が開発調査センターにオンライン会議の設定を依頼すること）あるいは対面方式（東京都内あるいは神奈川県内とし、場所は請負者が確保すること）で実施すること。なお、協議は別紙に基づき最低 7 回は実施すること。
- (5) 開発調査センターは、本請負業務の実施に必要となる関係資料として、過去の実証調査結果に関する資料等およびその他必要と認める資料等を請負者に提示することとする。
- (6) 可能であれば、試設計した各漁船タイプの 3D モデルを作成して成果物として提出すること。
- (7) その他、開発調査センターの担当職員の指示に従うこと。

別紙 業務フローのイメージ

	①	②	③	④
	199 トン改造	199 トン新造	増トン新造	冷凍加工新造
7月	各タイプの基本方針の決定 ①および④の試設計開始			
8月	試設計完了 8月末までに 確認協議	①の課題を考慮し た試設計開始		第1回協議 進捗確認
9月		↓		↓
10月		↓		第2回協議 進捗確認
11月		試設計完了 10月末までに 確認協議	①と②の課題を考 慮した試設計開始	↓
12月			↓	第3回協議 進捗確認
1月			↓	↓
2月			試設計完了	試設計完了
3月	3/1 まで 取りまとめ協議会			
	3/5 成果物提出期限			